



## 銀行における審査基準について

全て、公開情報を基に記載しています

# 第1章

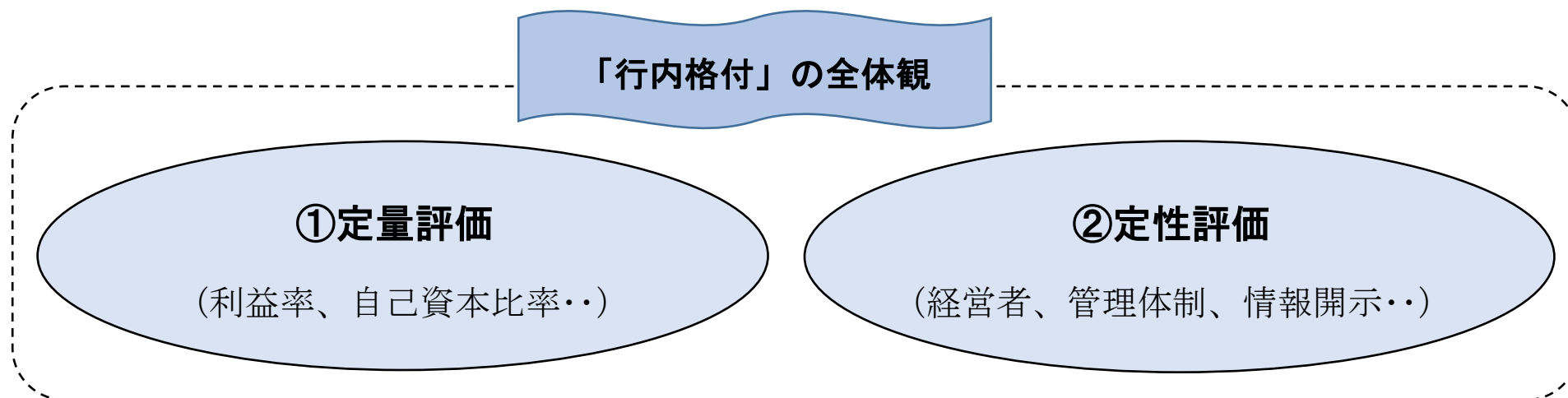
## 「行内格付」の考え方



## 1. 「行内格付」の全体観

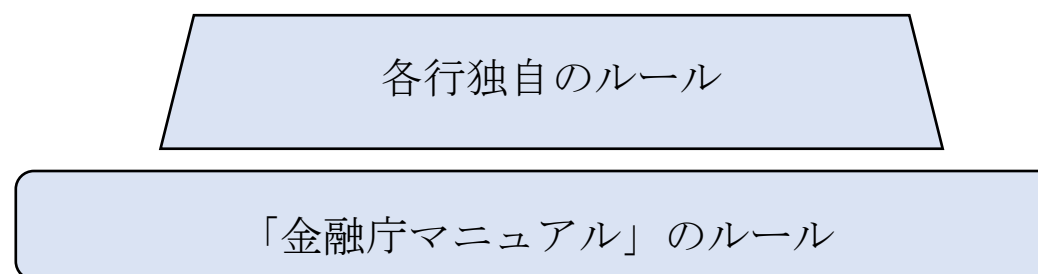
### ○「定量評価」と「定性評価」

銀行の格付は、「①定量評価」および「②定性評価」を合算して算出。  
平均的には「①定量評価」の割合が60～70%を占めるものの、一部の金融機関では逆に「②定性評価」が80%を占めることも。



## ○すべての金融機関の行内格付を規定する「金融庁マニュアル」

銀行の格付は、「金融庁マニュアル(同庁HPで公開)」で大枠が規定されており、その枠内で各行が独自の細かなルールを規定。一部の中小金融機関では「金融庁マニュアル」＝「行内格付」となっているのに対し、大手行では独自ルールの割合の方が多い。



ただし、「債務者区分(次ページ)」の判定では、大手行といえども基本的に「金融庁マニュアル」の規定に依拠しているため、(中小企業を除く) 取引先に対する行内格付は、『実態判断』ではなく、かなり『機械的なロジック』によって決定されている。

## ○ 「債務者区分」と「行内格付」

各行は、まず「債務者区分」を判定し、その後に、より細分化された「行内格付」を決定。

「債務者区分」のなかで、『正常先』は1～11区分に分かれていると推測【下表】。

- ✓例1 みずほ銀行：格付全体で17区分と開示しているため、『正常先』は11区分になる。
- ✓例2 三菱東京UFJ銀行：同16区分と開示しているため、『正常先』は10区分になる。
- ✓例3 地銀の『正常先』は3～10区分、信金・信組は1～7区分程度。

### 【債務者区分と行内格付の関係】

債務者区分	正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
行内格付	多くの区分	3区分	1区分	1区分	1区分

各行独自のロジックが多い  
(ただし信金・信組はきわめてシンプル)

基本的に「金融庁マニュアル」の  
規定に依拠

## ○「定量評価」と「定性評価」の具体的な内容

金融機関はこれらの具体的な内容について非開示としている一方で、格付会社のなかでもっとも開示が充実しているMoody'sが唯一明らかにしており、たとえば、メーカー企業は、定量評価が70%となっている【下図】。

また同社は、当該業種における「定量評価」の各項目もディスクローズしており、これは、各銀行における平均的なルールに近いと推測される。

世界の製造業界			
格付要因	要因のウエイト	サブ要因	サブ要因のウエイト
事業プロファイル	20%	事業プロファイル	20%
規模	20%	売上高	20%
収益性	10%	EBITA マージン	10%
レバレッジとカバレッジ	40%	EBITA / 支払利息	10%
		有利子負債 / EBITDA	10%
		RCF / 純有利子負債	10%
財務方針	10%	FCF / 有利子負債	10%
		財務方針	10%
合計	100%	合計	100%

「定量評価」が70%  
(表中の内訳も各銀行ルールに類似)

## 【参考】 金融機関の業態別における違い

大手行ほど、「経営者の資質」などといった定性評価よりも、定量評価を厳格に重視する傾向あり。また、「担保余力」についても、大手行よりも中小金融機関が重視。

### 【融資判断の際に重視するポイント】

業態	経営者の 資質	取引状況 全般	ビジネス モデル	担保余力 <sup>i</sup>	経営者保証 の有無 <sup>ii</sup>
銀行	45%	31%	40%	6%	0%
信用金庫	60%	60%	18%	14%	0%
信用組合	55%	53%	12%	22%	1%
平均	56%	53%	20%	15%	1%

i .代表者による担保提供率:29%

ii .同 個人保証差入れ率:87%

「特別企画：2014年度 金融機関の『中小企業への融資方針』調査」帝国データバンク HP (2014.4.17) などから抜粋

## 2. 「行内格付」の定量評価

### ○「債務者区分」: 基本的に定量評価で判断

債務超過の基準に留意。

#### 【債務者区分と行内格付の関係（再掲）】

債務者区分	正常先	要注意先	破綻懸念先	実質破綻先	破綻先
行内格付	多くの区分	3区分	1区分	1区分	1区分

#### 【債務者区分の定義（イメージ）】

債務者区分	定義	備考
正常先	特段の問題がない	
要注意先	金利減免など貸出条件に問題 事実上延滞 業況が低調・不安定	要注意先の下位区分である「要管理債権」を含む
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性大 実質債務超過、業況が著しく低調 貸出金が延滞状態(3か月)	
実質破綻先	実質的に経営破綻 大幅な債務超過が相当期間継続 長期間延滞(6か月)	自主廃業などのケースで検証のうえ判断
破綻先	法的・形式的な経営破綻が発生	破産など法的整理、銀行取引停止処分

金融庁 HP、各金融機関ディスクロージャー誌などから抜粋



## ○ポイント①:実質債務超過

金融庁マニュアルによれば、「純資産 + B/S各科目の含み損益」がマイナスであれば、実質債務超過となり、次表のとおり、実質債務超過が継続する見込が長いほど、債務者区分は悪化。

### 【実質債務超過と債務者区分の関係】

債務者区分	債務超過期間の見込	備考
正常先	短期間（1年程度）	かなり例外的
要注意先	3～5年以内	合理的な5年以内の経営改善計画がある場合
破綻懸念先	3～5年超	債務超過は、基本的には破綻懸念先
実質破綻先	解消のめどが立たない	左記の状況から3年以上経過

また、（実質）債務超過は原則として破綻懸念先となるものの、次表の項目すべてを充たせば、「破綻懸念先から要注意先への引き上げも差し支えない」とされている。

### 【破綻懸念先から要注意先への引き上げ基準（概要）】

概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年以内の合理的な経営改善計画を策定し、実現の可能性が高い</li> <li>・5年超～10年の計画の場合、売上高・当期利益が計画比8割以上で進捗</li> </ul>
原則として、計画終了後に、正常先に該当（緩和規定あり）
原則として、すべての金融機関による正式な支援
金融機関の支援に、債権放棄など元本の資金提供がないこと（金利減免は可）

## ・B/Sの各科目における含み損益の算出ルール

ここでは「割賦売掛金」、「売掛金」、「(関係会社)未収金」に限定して、大まかなルールをご紹介します。銀行ごとに、以下(a)～(d)などのいずれか or 組み合わせて使用。

### (a) 延滞の期間

延滞の期間	含み損の認定率の例
延滞スタート	20% (たとえば 100 百万円の債権であれば、▲20 百万円の含み損)
延滞が3か月以上	50%
延滞が6か月以上	80%

### (b) 第三債務者の債務超過の有無

－ 貴社債権の与信先（第三債務者）が債務超過ではない

含み損なし

－ 同債務超過あり

たとえば「負債 3 億円・純資産▲ 1 億円」であれば、貴社債権の 1 / 3 が含み損認定。

負債への担保設定までは勘案しないで算出することが多い。

### (c) 信用機関の評点を利用

東京商工リサーチの評点が 50 点以下であれば▲ 3 0 %の含み損認定とするなど。

### (d) 回転期間（=B/Sの各科目額 ÷ 1か月の売上）

「前期比で長期化した額」または「同業他社よりも長い回転期間分の額」を含み損認定。

## 【参考】 中小企業には実態判断を重視

貴社がB/S上の繰越損失を資本金と相殺する場合などには、資本金が減額される可能性あり。他方、「中小企業」の定義は各行ともまちまちだが、概ね資本金1～3億円以下が該当する中小企業に対しては、前ページにおける「債務者区分の定義」の表に加えて、「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」などで、たとえば次のようなルールを規定。

- ✓赤字や債務超過といった表面的な現象のみをもって債務者区分を判断することは適当ではない
- ✓経営実態を踏まえて検討するものとし、経営改善計画等が策定されていない債務者を直ちに破綻懸念先と判断してはならない
- ✓代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産等の固定資産については、返済能力として加味することができる

(したがって、代表者が相応の資産を保有している場合は、各行に開示したほうが有利)

また、中小企業サポートが官民一体となって、きわめて強力で推進されていることは重要。

### 【中小企業からの借入条件変更（金利引き下げ等）の申込への金融機関の実行率】

年月	時期	実行率	申込件数
2009/12～2013/3	金融円滑化法	97% (謝絶率 3%)	437 万件
2013/4～2014/3	金融円滑化法終了後	98% (謝絶率 2%)	116 万件

「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について(確報値)」金融庁HP

「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」金融庁HP

中小企業（少額資本金）のメリットは数百にも及ぶが、主な項目は次表の通り。  
 （「企業戦略上、減資した際の結果的な影響」という趣旨でのご案内です。「節税狙い」は、  
利害関係者による倫理観への疑義を惹起するなど、きわめて危険です）

資本金 <sup>i</sup>	項目【カッコ内は税務以外】	内容
1,000 万円未満	新設法人の消費税免税	2 期目まで
1 億円未満	<b>税務調査</b> (2~3 日など短期間に)	国税局調査部から税務署などの所管へ
1 億円以下	<法人税法上の中小企業など> 法人税の軽減税率 外形標準課税(事業税) <b>欠損金の繰越控除</b> <b>欠損金の繰戻還付</b> 同族企業の留保金課税が非適用 試験研究 少額減価償却資産 貸倒引当金を損金算入 交際費	年 800 万円以下 非適用 100%まで控除可 法人税率の低下時は繰越控除より有利 税額控除枠の優遇など 10 万円以上 30 万円未満の即時償却 損金算入や法定繰入率選択が可能 「年 800 万円まで定額控除」の選択可能
5,000 万円 ~3 億円以下 (業種別の基準)	<中小企業基本法・経営承継円滑化法の中小企業など> <b>【金融機関の取引区分】</b> <sup>ii</sup> <b>【信用保証協会の保証対象】</b> <b>【中小協議会スキームの再生対象】</b>	「中小企業取引」に該当 低利な保証を利用可能
3 億円以下	消費税転嫁対策特別措置法 <sup>iii</sup>	中小企業の売り手を保護
5 億円以上	<b>【会計士監査の義務】</b>	会社法上の「大会社」に該当のため

i. 資本金以外の要件あり(従業員数、青色申告、親が大規模法人ではないなど)

ii. 中小企業の定義は基本的に各金融機関の自主判断のため、例外も少なくない

iii. 公正取引委員会の指導累計は 1,615 件(2013 年 10 月~2015 年 2 月、公正取引委員会 HP)

## ○ポイント②:連続赤字の計上

- ・金融検査マニュアル

「赤字原因が一過性であり、短期間に黒字化することが確実であれば、総合評価も踏まえて、要注意先から正常先として差し支えない」

- ・専門誌での紹介

「赤字発生原因が一過性とみられる場合でも、当該赤字が企業体力から考えて短期間で解消できず、繰越欠損として相当期間（通常2年以上）となる場合は業績不振などによる赤字と同様に考えて債務者区分を行う」

要するに、「特別利益および損失」、「営業外収益および費用における一過性科目（為替差損益など）」を除いた実態利益の目線が重要であるものの、一方で、一過性赤字が、利益の額および純資産に比べて比較的大きな場合は一過性とはみなさずに判断する、というもの。

「比較的大きな」については、金融機関ごとに異なる。

また、赤字の定義は次の4パターンがあるが、「経常損益」と「税引後当期損益」を採用する銀行が多い。

- ✓ 営業損益
- ✓ 経常損益
- ✓ 税引前当期損益
- ✓ 税引後当期損益

## ○ポイント③:債務償還年数

### ・算出式：各行ごとに違いあり

各行ごとに異なるが、金融検査マニュアルの規定（抜粋）からは大きく異なる。

$$\text{債務償還年数} = \text{①有利子負債に調整を加えた金額} \div \text{②CF (キャッシュフロー)}$$

$$\text{②CF} = \text{当期利益} + \text{非資金性項目(明文の規定なし)}$$

以上の金融庁マニュアルの式を、各行でもっとも利用される算出式に修正すれば次のとおり。

①有利子負債に調整を加えた金額

$$= \text{有利子負債} - \text{運転資金} - \text{現預金} (- \text{金銭債権*} - \text{売却予定資産時価(契約済)})$$

\*貸付金、割賦債権、リース債権、未収金（いずれも不良債権を除く）

$$\text{②CF} = \text{税引後当期利益} + \text{減価償却費} (+ \text{のれん償却費} + \text{前払費用償却費})$$

### ・判断基準：各行ごとに大きく異なる

各行の基準はかなり多様となっており、「債務償還年数が、10～50年のあいだで各行が独自に決めている基準を超えれば、行内格付けが大幅に低下する」というもの。

すなわち、もっとも厳しい銀行の基準である「債務償還年数10年以内」で負債をコントロールすることがポイント。

**【参考】 情報開示は「徹底的」かつ「上位行と下位行を分け隔てなく」が有利****・ 資産の内訳の開示**

B/S上の各資産科目について、貴社が取引金融機関に「その他」や「非開示」とした場合には何が起きるのか？

この場合、各行は「その他」や「非開示」とされた資産額に▲30%～▲100%を乗じて含み損とし、実質資産額から減額されてしまう。したがって取引行に対しては、「資産の内訳」のみならず、p10における「(a) 延滞の期間」、「(b) 第三債務者の債務超過の有無」、「(c) 信用機関の評点」や、「(d) 回転期間」が期末に一過性要因で長期化した要因などを、可能な限り情報提供する方がメリット大。

**・ 上位行と下位行**

専門誌などにおける指摘や報道に、重要な示唆あり。

そのため、各行に対して、「なるべく丁寧に開示すること」、および「上位行と下位行を分け隔てなく対応すること」が、結局は貴社にとって有利に。

⇒ 「下位にはディスクローズを渋る結果、取引行全体の貸出スタンスが悪化する」という誤りは、よくあるパターン。



### 3. 「行内格付」の定性評価

#### ○評価項目

さまざまな銀行における平均的な定性評価基準には、たとえば、次のような項目があるものと推定。

- ・ 経営者の資質
- ・ 情報開示スタンス

下表のなかで、債務者区分を引き上げるための「5年の事業計画」の必要有無については、取引行と要相談。

【中小企業が「銀行などに開示しない」比率】

書類	開示しない比率	貴社状況
税務申告書	23%	/
月次試算表	23%	
事業報告書	45%	
事業計画	47%	
資金繰り表	52%	
リスク情報(係争など)	74%	

「平成 24 年度 中小企業における会計の実態調査事業報告書」経産省 HP など



## ・管理体制、計数管理などの体制整備

### ✓管理体制

税務訴訟の説明、グループ会社との資金管理、コンプラなど、さまざまな項目が想定される。

### ✓計数管理

「業績が悪化する企業には部門別損益（かなり大まかなもので可）がないことが多い」という視点は、きわめて重要。

## ・採用する会計基準

厳格な基準を採用するほど、銀行における評点は高くなります。

### 【中小企業が採用する会計基準】

名称	比率	難易度
企業会計基準(上場企業と同じ)	2%	かなり高い
中小会計「指針」	8%	高い
中小会計「要領」	8%	相応に高い
税法基準	9%	中
税理士等に任せており不明	74%	かなり低い
合計	100%	

「平成 25 年度 中小企業実態基本調査」中小企業庁 HP

## 【参考】 科目ごとの会計ルール

次の2表のとおり、個別の会計基準における貴社の採用状況は、非上場企業としては優れたもの（ここではデータの制約から、「中小企業」における状況と比較）。

### 【中小企業における会計処理の状況1】

勘定科目	処理方法	比率	貴社状況
有価証券	取得原価（時価評価せず）	35%	
棚卸資産	原価法（低価法を適用せず）	71%	
減価償却費	償却不足あり	19%	

「平成24年度 中小企業における会計の実態調査事業報告書」経産省 HP などから抜粋

### 【中小企業における会計処理の状況2】

科目	計上していない比率	貴社状況
貸倒引当金	76%	
賞与引当金	73%	
退職給付引当金	79%	
減損損失（固定資産・棚卸資産など）	80%	
繰延税金資産・負債	85%	

「平成24年度 中小企業における会計の実態調査事業報告書」経産省 HP などから抜粋

## ○実務へのポイント

決算説明などの際には、p16～18 などの表に言及することで、「非上場企業のなかで、ディスクローズがいかに優秀か」を取引行にアピールすることが重要。

(∵銀行の法人営業担当者は、通常は他社比較の客観的なデータを認識していないため)

ただし定性評価の得点が効果を発揮するのは、あくまで貴社が「正常先」である場合です。



## 4. 親会社格付が子会社格付に与える影響

### ○債務者区分を跨いだノッチアップ（行内格付の引き上げ）は不可

たとえば親会社が正常先のなかでも最上位（AAA格）で、子会社が単体では要注意先の場合でも、親会社の信用力をもって、子会社を正常先に引き上げる銀行はきわめて限定的と推定。

また、専門誌などの指摘を総合すれば、同様のケースで親会社が子会社の債務全額を保証していたとしても、各行とも子会社を正常先とするハードルは相当に高い模様。

### ○正常先のなかでのノッチアップは限定的に可

同様に専門誌などの指摘を総合すれば、「親会社の出資比率」、「保証の有無」などのさまざまなファクターを踏まえて、親会社の信用力をもって正常先の子会社格付けを数ノッチ引き上げる銀行は多い模様。ただし、その運用はきわめて保守的。

したがって、親会社グループ全体でのクレジットを取引行にアピールしても、その効果はかなり限定的であることから、子会社単体での信用力向上が圧倒的に大事です。

またこれらは、たとえば、親会社による「貴社借入への保証」よりも「増資引受」のほうが取引行の評価が大きく上昇することを意味します。

## 第2章

# 「担保」と「銀行の引当」について



## 1. 担保・保証

### ○担保と保証の金額については、殆どの事業会社が誤解

#### ・担保と保証における「優良」と「一般」、および「掛け目」

一般に、事業会社は担保を時価ベースのみで認識しているため、A行とB行に対して同じ時価相当の担保を締結していると考えているケースでも、「優良」or「一般」（次表）と「掛け目」（次々表）を勘案すれば、担保評価に大きな差が発生。

担保		保証 <sup>i</sup>	
優良	一般	優良	一般
預金 上場株式 決済確実な商業手形	土地建物 債権 <sup>ii</sup> 動産 <sup>iii</sup>	信用保証協会 金融機関 上場かつ有配企業	事業会社

金融庁HP、各金融機関ディスクロージャー誌などから抜粋

i. 十分な保証能力、保証会社による社内の正式決済などが前提

ii. 対抗要件具備のほか、債権回収確実などの要件あり

iii. 対抗要件具備のほか、客観的評価取得や換価手段確保などの要件あり

#### 【担保評価における掛け目】

土地・建物	預金	上場株式	売掛金・債権	動産(在庫)	動産(機械)
70%	100%	70%	50~80%	50~70%	50~70%

各金融機関ディスクロージャー誌などから平均値を抜粋

## ○担保契約がない資産の留意点（いずれも銀行サイドでも認識が薄いポイント）

### ・預金

#### ✓流動性預金（当座、普通）

相殺原資のため事実上の担保とされるが、近年は破綻前に資金移動されるケースが殆ど。

#### ✓定期預金

「法的整理」では、流動性預金および定期預金の取り扱いは異なるものの、「私的整理」では、定期預金はしばしば担保扱いになる。したがって、実務上、定期預金設定は「銀行にとっての実質金利改善の施策」という一般的な認識以上に、業績悪化時の取引行別の保全バランス調整の局面で重要な項目となる（気軽に定期預金を設定してしまうのは、よくある誤り）。

### ・取立委任手形

#### ✓商事留置権

取立委任手形に発生するは法定担保権（＝担保契約がなくとも、事実上、担保の機能あり）。

#### ✓判例

1998年以降の一連の判決によって、「取立委任手形は担保契約がない場合でも、担保として取り扱われる」解釈が確立されてきていることが重要【次ページ表】。

一方で当該事実について認識している、銀行の法人営業担当者はほぼ皆無。

したがって、たとえば売掛金の一部を受取手形とする場合には、各取引行との担保交渉について、有力なカードを手にすることに。

(ちなみに、「銀行」は商人のため商事留置権が成立するものの、「信金」や「信組」などは商人に該当しないため成立しないことに留意)

**【取立委任手形の法的整理開始後における取扱い】**

手続	取扱
破産	破産手続開始前から占有した手形を、開始決定後も取り立てて弁済充当できる <sup>i</sup>
民事再生	法的構成は異なるものの、破産と同じように弁済充当できる <sup>ii</sup>
会社更生	更生担保権として、更生計画による弁済を受けることが可能 <sup>iii</sup> ただし手形全額の弁済とする見解と、担保権の評価は困難とする見解あり

i .最高裁 1998.7.14

ii .最高裁 2011.12.15

iii .会社更生における取扱いは、最高裁判例はないものの、あおみ建設などの4事例における更生計画での弁済が確認



## 【参考】 増加する私的整理

過去10年以上にあいだに、私的整理の制度整備が進んだ結果、「再建型スキーム」の80%以上が、法的整理ではなく私的整理となっている。

一方で、銀行員の制度理解は法的整理がほとんどで、私的整理の認識がかなり希薄のため、担保設定交渉などにおいて、各行に対して私的整理の制度概要を丁寧に説明する必要あり。

(各論は、実際の担保交渉の際などにご案内します)

【図表 法的整理のおもな特徴 (株式会社)】

類型	清算型		再建型	
	破産	特別清算	民事再生	会社更生
年間利用(近年)	1万件	200件台	200~400件台	数~十数件 <sup>i</sup>
利用例	さまざま	子会社の清算	さまざま	大企業
手続遂行者	破産管財人	特別清算人	再生債務者	更生管財人
基本手続 <sup>i</sup>	管理型	DIP型	DIP型	管理型
担保権が複雑	○			○
開始決定まで <sup>ii</sup>	19日 <sup>ss</sup>	n.a.	13日 <sup>ss</sup>	1か月
計画認可まで <sup>iii</sup>	さまざま	さまざま	7か月	1年強 <sup>iv</sup>
平均弁済期間	1年(配当まで)	破産より短期	6.5年	10年程度
弁済率	数%	数%	16%	12% <sup>sv</sup>

- i. 「管理型」: 管財人を選任、「DIP型」: 債務者自身(≒経営者)が手続を進行  
 ・民事再生: 基本的に「DIP型」とされつつも、実際には64%の事例で代表者が交代<sup>ss</sup>  
 なお、「管理型」民事再生の利用率は、積極的に利用してきた大阪地裁でも数%程度の模様  
 ・会社更生: 「DIP型」は、2009年の1号案件(クールド)以降、利用が増加  
 ii. 手続申立て~開始決定、iii. 開始決定~計画認可、iv. DIP型は6か月程度

【図表 「制度化された私的整理」のおもな特徴 (法人向け手続)】

スキーム	事業再生 ADR	中小企業 再生支援 協議会	私的整理 ガイドライン	地域経済 活性化 支援機構	整理回収 機構
年間利用(近年)	1 数件	2千件以上	ゼロ	10件	数~数十件
利用企業の売上 大規模企業を除外	50億円~	~10億円	100億円~	20~100億円	近年は小型化
特徴	大企業向け (上場が1割)	全般に柔軟	メイン寄せの 弊害	学校・病院が 3割超	債権買取から 調整型へ
主要スキーム	債権放棄 52% DES52% リスク 42%	リスク 86% 債権放棄 9% DDS4%	債権放棄 リスク	債権放棄 第二会社	さまざま
出資・融資機能あり				○	○
成立期間イメージ	3~6か月	6か月	3~6か月	6か月	6か月

各団体 HP などから筆者作成(一部は推測)

## 2. 銀行における引当コスト

### ○銀行における引当コスト

#### ・三菱東京UFJ銀行の例

ディスクローズが充実している三菱東京UFJ銀行を例に、貴社の借入が1,000百万円の場合の、同行における引当コストを推測。

#### ✓担保・保証なしのケース【引当率は下表】

貴社が「正常先」：借入1,000百万円 × 引当率0.06% ≒ 引当0.6百万円

貴社が「要注意先」：借入1,000百万円 × 引当率22.18% ≒ 引当222百万円

∴同行の損益が、貴社に対する引当コストの増加によって、222 - 0.6 ≒ 221百万円の悪化。

#### ✓担保・保証があるケース

借入1,000百万円であれば、貴社が「正常先」から「要注意先」になった場合に、同行の引当コストが88百万円増加すると推定される（下表では当該データを記載省略）。

#### 【三菱東京UFJ銀行における債務者区分ごとの引当率（2015年9月期）】

債務者区分	正常先	要注意先 (非保全部分)	要管理先 (非保全部分)	破綻懸念先 (非保全部分)	実質破綻先 (非保全部分)	実質破綻先 (非保全部分)
引当率	0.06%	22.18%	57.23%	55.76%	100%	100%

同行HPより抜粋(一部推測)

## ○債務者区分と借入金利

- ・「**要注意先**」以下は借入金利がはね上がる

たとえば東京三菱UFJ銀行は、

- －正常先の行内格付：10区分
- －要注意先の行内格付け：3区分

と開示しているが、前ページのとおり、正常先全体に対する引当率は0.06%とごく小さいのに対して、要注意先以下では急に上昇する構造となっている。

したがって、正常先から要注意先への変更では、借入金利が不連続にはね上がることとなる。

- ・**貸出金利交渉における銀行営業部門の裁量は大きい**

行内格付がある程度機械的に決定されるのに対して、貸出金利は営業担当の裁量がかなり大。

以上